

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション）

ーオープンイノベーションによる新規事業・技術の創出

- ・技術交流会の定期開催：自社の技術シーズやニーズを発表する場を設け、他企業との連携可能性を探ります。
- ・共同研究開発プロジェクトの立ち上げ：相互の強みを活かし、新たな製品・サービス開発を目指します。
- ・アイデアソン・ハッカソンの実施：社内外の多様な人材から革新的なアイデアを募り、事業化を検討します。
- ・ベンチャー企業との連携：新しい技術やビジネスモデルを持つベンチャー企業への出資や協業を通じて、事業領域の拡大を図ります。

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用）

ーサプライチェーン全体の効率化に向けた共通 EDI の構築支援

- ・業界団体等と連携した共通 EDI 導入に向けた検討会の設立・参加：標準化された EDI の導入を推進し、取引コストの削減を検討します。
- ・EDI 導入に関する技術的な相談・サポート、EDI システムの選定や導入プロセスに関する情報提供や技術支援に協力します。

c. グリーン化の取組

ー脱・低炭素化に資する革新的な技術への取り組み

- ・再生可能エネルギー関連技術、省エネルギー技術等に関する共同研究：他企業や研究機関と連携し、実用化に向けた研究開発に協力します。
- ・新たな素材や製法に関する技術交流：環境負荷低減に貢献する技術やアイデアを共有し、共同での開発に協力します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2025年4月08日

株式会社 Stella
企 業 名

代表取締役 長谷川 正仁
役職・氏名（代表権を有する者）